

漁業法(昭和24年法律第267号)第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定により、北海道漁業調整規則(令和2年北海道規則第94号)第5条第1項に掲げる小型機船底びき網漁業(手繰第三種漁業)(釧路総合振興局管内沖合海域)について、その許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めた。

令和5年6月19日

北海道知事 鈴木 直道

制限措置						許可又は起業の認可を申請すべき期間	備考
(1)漁業種類	(2)操業区域	(3)漁業時期	(4)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	(5)船舶の総トン数	(6)漁業を営む者の資格		
小型機船底びき網漁業 (手繰第三種漁業(ほっきがい))	釧路共第3号共同 漁業権漁場区域	毎年、1月 1日から 6月15日まで 及び 9月16日から12月31日まで ただし、上記の期間のうち、行使 承認証に記載された魚種ごとの操業 期間とする。	68隻以内	総トン数10トン未満とする。 ただし、操業区域における共 同漁業権行使規則において、魚 種毎に定められた総トン数と異なる 場合は、当該規則に定める船 船総トン数とする。	ア 釧路総合振興局管内に住所を 有する者であること。 イ 操業区域に対象とする魚種を内 容とする共同漁業権漁場区域を含 む場合は、当該漁業権又は組合 員行使権を有する者であること。	随時	1. 許可の有効期間は、令和5年9月16日以前の許可は、令和5年9月16日から令和6年9月15日まで、令和5年9月17日以降の許可は、許可日から令和6年9月15日までとする。 2. 起業の認可の有効期間は、令和5年9月16日以前の認可は、令和5年9月16日から令和6年3月15日まで、令和5年9月16日以降の認可は、認可の日から6か月又は令和6年9月15日のいずれか早い日までとする。 3. 申請書の提出先は、釧路総合振興局産業振興部水産課とする。 4. 許可に当たっては、次に掲げる内容の条件を付けることがある。 (1) 暴風雨、漁船の損傷、その他やむを得ない場合を除き〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。やむを得ない事由により、〇〇港以外に漁獲物を陸揚げし、又は他の船舶に転載する場合は、その都度、釧路総合振興局長に報告しなければならない。 (2) 〇〇(対象魚種)以外のものを、主たる漁獲の対象としてはならない。 (3) 次に掲げるかきが採捕されたときは、できる限り損傷しないよう速やかに海中に戻さなければならない。 ア 甲長8センチメートル以上のけがにの雄がに イ 甲幅8センチメートル以上のはなさきがにの雄がに ウ ずわいがに エ べにずわいがに オ たらばがに カ あぶらがに (4) 日没から日の出までの間は、操業してはならない。 (5) 知事が漁業調整上、操業に関し必要な事項を命じたときは、これに従わなければならない。
	釧路共第4号共同 漁業権漁場区域		50隻以内				
	釧路共第5号共同 漁業権漁場区域		40隻以内				
	釧路共第6号共同 漁業権漁場区域		20隻以内				